

4章 生物多様性に配慮した森林管理を行うには

4-1 保全目標が必要

4-2 「目の細かいふるい」と「目の粗いふるい」による保全

4-1 保全目標が必要

2

生物多様性国家戦略 4つの危機

第1の危機 人間活動や開発による危機 オーバーユース
原生林や老齢林の伐採や開発など

第2の危機 人間活動の縮小による危機 アンダーユース
里山の管理不足など

第3の危機 外来種による生態系のかく乱

第4の危機 地球温暖化による危機

4-1 保全目標が必要

3

- ◆第1の危機と第2の危機は人間の働きかけ（人為的攪乱）の程度と言う点では対極にある
- ◆そのため、生物多様性を保全する場合は、まずその地域において、どのような問題（危機）が生じているのかを把握し、それに応じた**保全目標を設定する**必要がある

例えば、

- ・過去に原生的な森林が優占していた地域に人工林を造成した場合
保全目標：原生的な森林をなるべく大面積で確保し、**自然の推移に任せる**
- ・過去に里山の二次林として管理されていた地域に人工林を造成した場合
保全目標：**積極的な働きかけ**によって幼齢、若齢段階を維持する

4-1 保全目標が必要

4

◆保全目標は地域全体で設定するのが一般的 → 地域の将来像

◆しかし、林分ごとの保全目標を設定することも可能

例) 特定の植物群落を保全、枯死木を維持

◆保全目標を1つに絞る必要はありません。

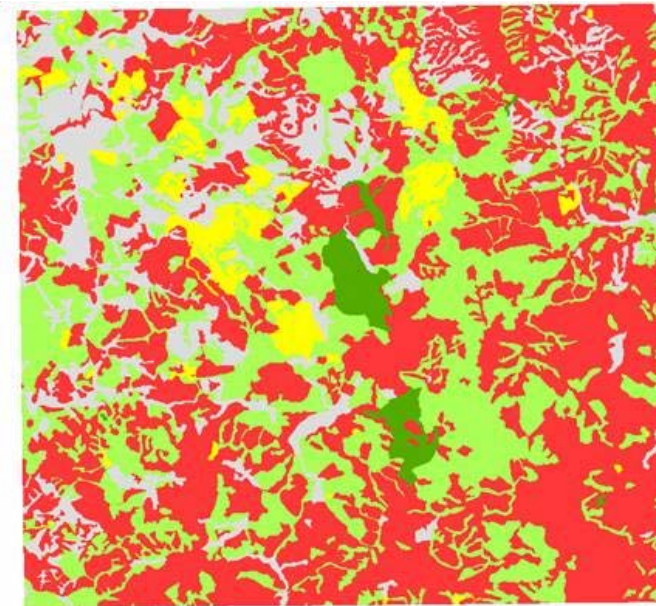
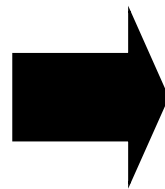
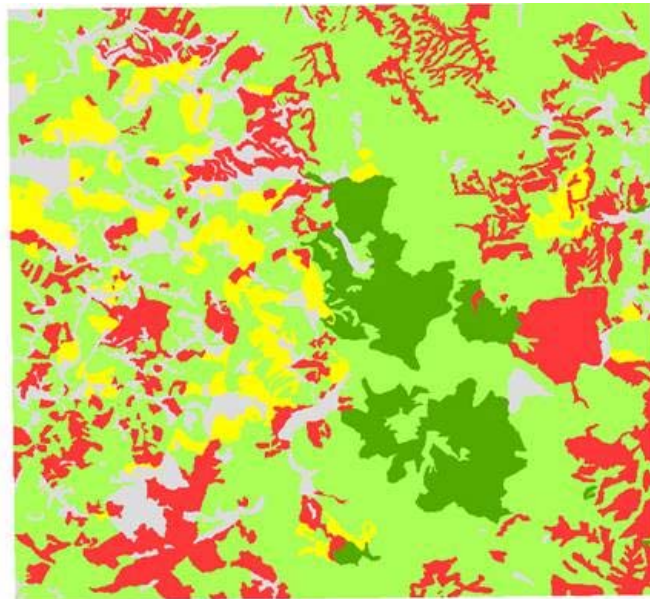
例) ある地域で、奥山では老齢林を維持しつつ、里に近い林には積極的に手を入れて里山二次林を復元する

4-1 保全目標が必要

5

- ◆地域の生物多様性は、その地域に元々、存在した生態系の中で成立してきた
- ◆そのため、生物多様性の危機の状態を知るには、**現在の状況を把握するだけでなく、過去からの変遷を知ることが大切**

北茨城市関本町小川の50年間の土地利用の変化
1947年 1997年



出典: Miyamoto et al. 2011

老齢林 二次林 針葉樹人工林 草地 農地他(含マツ林)

4-1 保全目標が必要

6

- ◆その上で、どのような配慮を行うのかについて、地域のコンセンサスを得ながら、**保全目標を設定する**
- ◆木材生産の場合に、想定する木材の用途に応じて**生産目標**を立てるのと同様に、生物多様性の保全の場合にも、その地域の生物多様性の危機の状況に応じた**保全目標**を立てる

生産性の軸、生物多様性保全の軸

4-2 「目の細かいふるい」と「目の粗いふるい」による保全

7

◆ 「目の細かいふるい」による保全（テキスト7章）

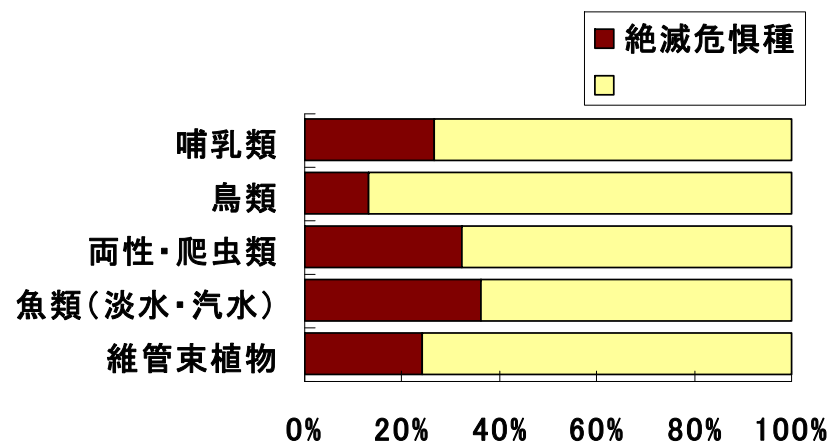
- ・ 希少種の1つ1つについて保全対策を行う
- ・ 希少種が増加すると対応が困難

◆ 「目の粗いふるい」による保全（テキスト5, 6, 8章）

- ・ 生物の生息に必要な森林の構造や構成要素を維持することにより、その森林に生息する多くの種を保全する。
- ・ きめ細やかではないが、一度に多くの種を保全することができる
- ・ 森林の構造や機能を維持することにより、「生態系の多様性」の保全にも役立つ

日本産絶滅危惧種の割合

日本産絶滅危惧種は約3700種
(環境省レッドリスト 2018年)



4章 まとめ

8

◆保全目標が必要

- ・ 地域において生物多様性の過去と現在の状況を把握し、保全目標を設定する

◆「目の細かいふるい」と「目の粗いふるい」による保全

- ・ 希少種の1つ1つについて保全対策を行う方法を「目の細かいふるい」による保全という
- ・ 森林の構造や構成要素を維持することにより、その森林に生息する多くの種を保全する方法を「目の粗いふるい」による保全という